

フィットネスジムなどでの契約トラブルにご注意!

2020年2月15日号

「フィットネスジムの体験教室を受講した当日に『本日入会なら入会金は免除』と勧誘され契約した。数回通ったが思っていた内容と違ったので電話で辞めることを伝えたところ、『電話での解約はできない、3カ月分の会費は払ってもらうことになる』と言われた。納得できない」といった相談があります。

ジムによっては、入会金免除や月会費の割引がある場合、一定期間は継続することが契約条件で、その期間内に解約をすると当初免除だった入会金や解約料を請求される場合があります。また、電話ではなく直接ジムに出向いて解約届を出すことが条件になっている場合もあります。

ジムの利用方法や解約手続きなどは、契約時に渡される契約書面や規約に記載されていますので、必ず読んで内容を確認してから契約しましょう。

何か困ったことがあれば消費生活センターに相談しましょう。